

Ⅲ 関係機関の役割

1 市町村の役割（福祉分野）

◇市町村は、障がいのある児童の保護者等からの相談に応じ、障がい児通所支援の利用にかかる一連の手続きを実施します。

①通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障がい児の保護者等に対し、障がい児支援利用計画案の提出を依頼します。

②市町村は、支給申請があったときは、当該申請に係る障がい児又は障がい児の保護者と面接をし、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省で定める事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向を聴取します。

③市町村は、必要に応じて、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができます。なお、児童相談所等は意見を述べるに当たって必要に応じて、当該支給申請に係る障がい児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができます。

④市町村は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障がい児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定します。

⑤市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の必要な事項を記載した通所受給者証を交付します。

⑥市町村は、審査の結果、サービスを提供した事業者から提出された請求書を適正と認めた場合、障がい児通所給付費等の支給額を確定し、事業者に支払います。

◇3～5歳までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援、保育所等訪問支援などの利用者負担の無償化に対応します。

◇公的助成制度があります。主な制度は以下のとおりです。

①身体障がい者手帳の交付

身体障がい者手帳を交付します。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できます。

②補装具費支給制度

補装具費支給制度により、失われた身体機能の補完、代替する補聴器等の用具の購入・修理に要する費用を支給します。

③軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の交付

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付します。(P.33 参照) また、市町村によって補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、その検査料(他制度で助成を受けている場合を除く)を交付する場合があります。

※大阪府内(政令市・中核市を除く。)に居住し身体障がい者手帳の交付対象とならない中等度難聴児への補聴器購入費及び補聴器購入にかかる検査料の交付は大阪府が実施していますが、各市町村障がい福祉担当課に窓口としてのご協力をいただいています。

2 大阪府の役割(福祉分野)

(1) きこえの相談

※P.5をご参照ください。

(2) 障がい児等療育支援事業

障がい児(者)の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、来談・訪問等により、療育指導・相談に係る助言・指導・研修を行っています。

(3) 軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の交付

※上記公費助成制度③をご参照ください。

3 療育機関等の役割

◇精密検査機関と連携して聴覚障がい児に対する初期援助(保護者の相談やコミュニケーション方法の指導等)を行います。

①子どもの状況に応じ、個別に計画的な支援を行います。

②保護者に対し、相談支援・情報提供を行います。

◇保護者に対するカウンセリングや保護者同士の交流の場の提供等、府や関係機関と連携して支援を進めます。

コラム「療育機関の一日①」

ゆうなぎ園（児童発達支援センター）

http://osaka-drc.sakura.ne.jp/welfare/outpatient_04.php



ゆうなぎ園では、午前は0・1歳、2歳の子どもたちがグループで活動します。音遊びや運動遊び、製作遊びなどを通して親子で、また職員と表情、身振りや手話、発語、視線、指さしなど色々な方法でやりとりを楽しみます。グループは保護者の皆さんどうして育児の悩みやアイデアなどを共有していただく場となっています。個別対応の支援のみに通われる方もおられます。個別では様々な遊びの後にお子さんの発達についてお話し、家でとり入れていただくこととお伝えします。保護者の方と難聴に対するサポートや育児、就園、就学などについても話し合います。聴力の測定や補聴器の調整も個別に実施します。

午後は3歳児、4歳児、5歳児のグループ支援です。様々な遊びを通して子どもどうしのやりとりやことばの理解や表現力を支援しています。希望制でリトミックや人工内耳のお子さんのグループ活動にも参加していただけます。

地域生活を支援するために保育所等訪問支援事業で、お子さんの通う幼稚園や保育園を職員が訪問しています。支援の内容は個別の時間を使って保護者にご報告します。職員は卒園児さんの学校訪問にも出かけます。

コラム「療育機関の一日②」

ぴよんぴよん教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）

<http://daishikyo.or.jp/pyonpyon.html>



河内長野市にある河内長野ぴよんぴよん教室では午後1時ごろから幼稚園や保育園帰りの子どもたちが集まってきます。今日は4歳児さんのグループ支援の日です。

4人の子どもたちが先生の手話にあわせて順番にお歌を歌っていますね。このあとは、絵本を読んだり、みんなが大好きなゲームをしたりで、約2時間ことばをたっぷり使います。

教室は朝9時～17時まで。午前中は乳幼児、夕方からは小中学生の個別支援とお子さまに合わせた支援を行っています。



その他のぴよんぴよん教室についてはホームページをご覧ください。

4 教育機関の役割

◇早期教育における保護者の果たす役割は非常に大きく、乳幼児を対象にした早期教育を実施する教育機関では、毎日の生活の中で子どもにいろいろなことを経験させ、意図的に働きかけるとともに、言語を獲得する機会を提供できるよう、保護者に対して継続的な支援を行っています。

大阪府においては、府立聴覚支援学校（府立生野聴覚支援学校、府立堺聴覚支援学校、府立中央聴覚支援学校）で、就学前の0～2歳児やその保護者を対象とした早期教育相談を実施しています。

◇保護者支援の基本方針

*文部科学省「聴覚障害教育の手引ー言語に関する指導の充実を目指してー」令和2年3月より

①保護者の心理面に配慮すること

- 保護者のその時々心理的な状態を把握し、抱えている様々な不安を少しでも解消し、具体的な見通しをもてるようにする。
- 望ましい親子関係を作る支援をすることを念頭に置いて、教育相談を行う。

②個々への対応を通して保護者との信頼関係を築くこと

- 保護者の話をよく聞き、個々の事情を把握した上で、保護者の気持ちや考えに寄り合いながら、支援を進める。

③障がいの理解を図り、コミュニケーションの重要性を伝えること

- 子どもへの接し方を保護者が身に付け、子どもと保護者が、豊かなコミュニケーションができるようにする。

コラム 「早期教育相談では、どんなことをしていますか。」

◇具体的な取組み

- 保護者が、子どもとのコミュニケーションや子育てに必要なスキルを身に付けるため、ブロック遊びやお絵描きなどの活動を設定し、その場で具体的に指導や助言を行ったり、相談担当者がモデルを示したりします。
- 保護者に、知っておいて欲しいことなどを話題にした学習会を開催しています。テーマによっては、幼稚部の保護者と一緒に行うことがあり、幼稚部の保護者から子育てや成長について、直接、経験談を聞くことができます。